

厚生労働省発健0603第3号

平成25年6月3日

岩手県知事
宮城県知事
福島県知事

} 殿

厚生労働事務次官

(公 印 省 略)

東日本大震災に係る保健衛生施設等施設・設備災害復旧費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「東日本大震災に係る保健衛生施設等施設・設備災害復旧費国庫補助金交付要綱」により行うこととされ、平成25年5月27日から適用することとされたので通知する。

別 紙

東日本大震災に係る保健衛生施設等施設・設備災害復旧費国庫補助金交付要綱

(通則)

- 1 東日本大震災に係る保健衛生施設等施設・設備災害復旧費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省、労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

- 2 この補助金は、平成23年に発生した東日本大震災により被害を受け、その災害復旧に関し、厚生労働大臣に協議して承認を得た次の災害復旧事業（以下「復旧事業」という。）を交付の対象とする。
 - (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「感染症法」という。）第38条第1項の規定により厚生労働大臣が指定した者が設置する特定感染症指定医療機関の施設及び設備の復旧事業
 - (2) 感染症法第38条第2項の規定により都道府県が設置する第一種感染症指定医療機関の施設及び設備の復旧事業
 - (2の2) 感染症法第60条の規定により第一種感染症指定医療機関の設置者が設置する施設及び設備の復旧事業に要する費用に対する都道府県の補助事業
 - (3) 感染症法第38条第2項の規定により都道府県が設置する第二種感染症指定医療機関の施設及び設備の復旧事業。ただし、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第2号に規定する感染症病床に限る。
 - (3の2) 感染症法第60条の規定により第二種感染症指定医療機関の設置者が設置する施設及び設備の復旧事業に要する費用に対する都道府県の補助事業。ただし、医療法第7条第2項第2号に規定する感染症病床に限る。
 - (4) 保健所の施設及び設備の復旧事業並びに応急仮設施設の施設整備事業
 - (5) 健康科学センターの施設及び設備の復旧事業
 - (6) 市町村保健センターの施設及び設備の復旧事業並びに応急仮設施設の施設整備事業

- (7) 難病相談・支援センターの施設及び設備の復旧事業
- (8) 平成16年3月29日健発第0329002号厚生労働省健康局長通知「感染症外来協力医療機関の整備について」の別紙「感染症外来協力医療機関施設整備事業実施要綱」（以下「感染症外来協力医療機関施設整備事業実施要綱」という。）により、都道府県が設置する感染症外来協力医療機関の施設及び設備の復旧事業
- (8の2) 感染症外来協力医療機関施設整備事業実施要綱により、市町村（一部事務組合を含む。）及び医療法第7条の規定に基づく開設の許可を受けた医療機関及び医療法第8条の規定に基づく届出をした診療所が設置する感染症外来協力医療機関の施設及び設備の復旧事業に要する費用に対する都道府県の補助事業
- (9) 地方衛生研究所の施設及び設備の復旧事業
- (10) 精神科病院の施設及び設備の復旧事業並びに応急仮設施設の施設整備事業
- (11) 精神保健福祉センターの施設及び設備の復旧事業
- (12) 精神科デイ・ケア施設の施設及び設備の復旧事業
- (13) 精神科救急医療センターの施設及び設備の復旧事業
- (14) 食肉衛生検査所の施設及び設備の復旧事業
- (15) 結核患者収容モデル病室の施設及び設備の復旧事業
- (16) エイズ治療拠点病院の施設及び設備の復旧事業
- (17) 地方公共団体（一部事務組合を含む。以下同じ。）が設置する火葬場施設の施設及び設備の復旧事業
- (18) 地方公共団体が設置すると畜場施設の施設及び設備の復旧事業
- (19) 厚生労働大臣の指定した理容師養成施設・美容師養成施設（学校法人又は準学校法人が設置する施設を除く。）の復旧事業

（交付の対象外費用）

3 この補助金は、次に掲げる費用については、補助の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収に要する費用
- (2) 2の(5)、(14)、(17)及び(18)の施設に係る門、柵、塀に要する費用
- (3) 災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの
- (4) 明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの
- (5) その他、復旧事業として適当と認められないもの

（交付額の算定方法）

4 この補助金の交付額は、次の(1)及び(2)の補助金ごとに算出された額とす

る。

ただし、区分ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 保健衛生施設等施設災害復旧費補助金関係

ア及びイの合計額を交付額とする。

ア 2の(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)、(12)、(13)、(14)、(15)、(16)、(17)、(18)及び(19)の施設復旧事業

(ア) 第1表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と当該区分ごとの総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

イ 2の(2の2)、(3の2)及び(8の2)の施設復旧事業

(ア) 第1表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と当該区分ごとの総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(2) 保健衛生施設等設備災害復旧費補助金関係

ア及びイの合計額を交付額とする。

ア 2の(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)、(12)、(13)、(14)、(15)、(16)、(17)及び(18)の設備復旧事業

(ア) 第2表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

イ 2の(2の2)、(3の2)及び(8の2)の設備復旧事業

(ア) 第2表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入

額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

第1表

1 区分	2 基準額	3 対 象 経 費	4 補助率
特定感染症指定医療機関	厚生労働大臣に協議して承認を得た額	特定感染症指定医療機関の災害復旧のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）	2分の1 （激甚災害に 対処するため の特別の財政 援助等に関す る法律（昭和 37 年法律第 150 号、以下 「激甚法」と いう。）第3条 第1項第10 号に該当する 場合には、同 法第4条第1 項の規定によ り算定された 率）
第一種感染症指定医療機関	厚生労働大臣に協議して承認を得た額	第一種感染症指定医療機関の災害復旧のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）	2分の1 （激甚法第3 条第1項第 10 号に該当 する 場 合 に は、同法第4 条第1項の規 定により算定 された率）
第二種感染症指定	厚生労働大臣に協議し	第二種感染症指定医療機関の災害復旧のために必要な工事費又は工事請負費及び工	2分の1 （激甚法第3

医療機関	て承認を得た額	事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）	条第1項第10号に該当する場合には、同法第4条第1項の規定により算定された率)
保健所	厚生労働大臣に協議して承認を得た額	保健所の災害復旧のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）	2分の1 （東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号、以下「法」という。）第44条に該当する場合には、3分の2）
保健所の応急仮設施設	厚生労働大臣に協議して承認を得た額	保健所の応急仮設施設整備のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）	2分の1 （法第2条第2項に該当する場合には、3分の2）
健康科学センター	厚生労働大臣に協議して承認を得	健康科学センターの災害復旧のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要す	3分の1 （法第2条第2項に該当す

	た額	る費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）	る場合には、 2分の1)
市町村保健センター	厚生労働大臣に協議して承認を得た額	市町村保健センターの災害復旧のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）	3分の1 （法第2条第2項に該当する場合には、 2分の1）
市町村保健センターの応急仮設施設	厚生労働大臣に協議して承認を得た額	市町村保健センターの応急仮設施設整備のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）	3分の1（法第2条第2項に該当する場合には、2分の1）
難病相談・支援センター	厚生労働大臣に協議して承認を得た額	難病相談・支援センターの災害復旧のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）	2分の1 （法第2条第2項に該当する場合には、 3分の2）
感染症外来協力医療機関	厚生労働大臣に協議して承認を得	感染症外来協力医療機関の災害復旧のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に	2分の1 （法第2条第2項に該当す

	た額	要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)	る場合には、3分の2)
地方衛生研究所	厚生労働大臣に協議して承認を得た額	地方衛生研究所の災害復旧のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)	2分の1 (法第2条第2項に該当する場合には、3分の2)
精神科病院	厚生労働大臣に協議して承認を得た額	精神科病院の災害復旧のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)	(1) 地方公共団体及び医療法第31条に規定する公的医療機関にあつては、3分の2 (2) (1)に掲げる以外のものにあつては、2分の1
精神科病院の応急仮設施設	厚生労働大臣に協議して承認を得た額	精神科病院の応急仮設施設整備のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)	(1) 地方公共団体及び医療法第31条に規定する公的医療機関にあつては、3分の2

			(2) (1)に掲げる以外のもの にあつては、 2分の1
精神保健 福祉セン ター	厚生労働大 臣に協議し て承認を得 た額	精神保健福祉センターの災害復旧のため に必要な工事費又は工事請負費及び工事事 務費（工事施工のために直接必要な事務に要 する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運 搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、 工事費又は工事請負費の2.6%に相当する 額を限度とする。）	2分の1 （法第2条第 2項に該当す る場合には、 3分の2）
精神科デ イ・ケア 施設	厚生労働大 臣に協議し て承認を得 た額	精神科デイ・ケア施設の災害復旧のために 必要な工事費又は工事請負費及び工事事務 費（工事施工のために直接必要な事務に要す る費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬 費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工 事費又は工事請負費の2.6%に相当する額 を限度とする。）	(1) 地方公共 団体及び医療 法第31条に 規定する公的 医療機関の開 設者を定める 告示（昭和26 年厚生省告示 第167号）の 1及び2に定 めるものにあ つては、2分 の1 （法第2条第 2項に該当す る場合には、 3分の2） (2) (1)に掲げ る以外の法人 にあつては、

			3分の1 (法第2条第2項に該当する場合には、2分の1)
精神科救急医療センター	厚生労働大臣に協議して承認を得た額	精神科救急医療センターの災害復旧のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のために直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)	(1)都道府県、指定都市にあつては、2分の1 (法第2条第2項に該当する場合には、3分の2) (2)(1)に掲げる以外の者にあつては、3分の1 (法第2条第2項に該当する場合には、2分の1)
食肉衛生検査所	厚生労働大臣に協議して承認を得た額	食肉衛生検査所の災害復旧のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のために直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)	3分の1 (法第2条第2項に該当する場合には、2分の1)

結核患者 収容モデル病室	厚生労働大臣に協議して承認を得た額	結核患者収容モデル病室の災害復旧のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）	2分の1 （法第2条第2項に該当する場合には、3分の2）
エイズ治療個室等の施設	厚生労働大臣に協議して承認を得た額	エイズ治療拠点病院の災害復旧のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）	2分の1 （法第2条第2項に該当する場合には、3分の2）
火葬場施設	厚生労働大臣に協議して承認を得た額	火葬場施設（火葬を行うために必要な建物及び工作物並びに火葬を行うために必要な施設と一体となっている区域であり、かつ、これを復旧しなければ当該施設の従前の効用が回復されないと認められるもの及び搬入路）の災害復旧のために必要な工事費又は工事請負費	2分の1 （法第45条に該当する場合には、3分の2）
と畜場施設	厚生労働大臣に協議して承認を得た額	と畜場施設（解体施設及び污水处理施設に係る建物及び工作物並びに解体施設及び污水处理施設と一体となっている区域であり、かつ、これを復旧しなければ当該施設の従前の効用が回復されないと認められるもの及び搬入路）の災害復旧のために必要な工事費又は工事請負費	2分の1 （法第47条に該当する場合には、3分の2）

理容師養成施設・美容師養成施設	厚生労働大臣に協議して承認を得た額	理容師養成施設・美容師養成施設の災害復旧のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等を行い、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）	2分の1
-----------------	-------------------	---	------

第2表

1 区分	2 基準額	3 対象経費
感染症指定医療機関(特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関)	15,000 千円	被災施設の復旧に必要な備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)及び備品修理費
保健所(応急仮設施設を含む)	15,000 千円	
健康科学センター	2,000 千円	
市町村保健センター(応急仮設施設を含む)	2,000 千円	
難病相談・支援センター	2,000 千円	
感染症外来協力医療機関	2,000 千円	
地方衛生研究所	15,000 千円	
精神科病院(応急仮設施設を含む)	(1) 地方公共団体及び医療法第31条に規定する公的医療機関にあつては、 15,000 千円 (2) (1)に掲げる以外のものにあつては、11,000 千円	
精神保健福祉センター	2,000 千円	
精神科デイ・ケア施設	2,000 千円	
精神科救急医療センター	(1) 都道府県及び指定都市にあつては、15,000 千円 (2) (1)に掲げる以外の者にあつては、11,000 千円	
食肉衛生検査所	3,000 千円	
結核患者収容モデル病室	2,000 千円	
エイズ治療拠点病院	15,000 千円	
火葬場	2,000 千円	
と畜場	3,000 千円	

(交付の条件)

5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、当該事業が実施される都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（以下「地方厚生局長」という。）の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合は、地方厚生局長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに地方厚生局長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円（民間団体にあっては 30 万円）以上の機械器具等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、地方厚生局長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- (5) 地方厚生局長の承認を受けて、財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした書類の作成及び保管にあたっては、次によらなければならない。

(補助事業者が地方公共団体の場合)

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式 1 による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

(補助事業者が地方公共団体以外の場合)

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後 5 か年間保管しておかなければならない。

- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消

費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式6により速やかに地方厚生局長に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、地方厚生局長に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

- (9) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (10) 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県又は指定都市若しくは中核市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (11) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の国庫補助金の交付を受けてはならない。
- (12) 都道府県は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (13) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(1)から(11)に掲げる条件を付さなければならない。この場合において、(1)から(3)、(5)及び(8)中「地方厚生局長」とあるのは「当該事業が実施される都道府県の区域を管轄する都道府県知事」（以下「都道府県知事」という。）と、(4)中「地方厚生局長の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(5)及び(8)中「国庫」とあるのは「都道府県」と、(8)中「別紙様式6」とあるのは「別紙様式7」と読み替えるものとする。
- (14) (13)により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示をする場合には、あらかじめ地方厚生局長の承認又は指示を受けなければならない。
- (15) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

- 6 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 補助事業者は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、別に定める日までに地方厚生局長に提出するものとする。

(2) 補助事業者が都道府県、指定都市及び中核市の場合

補助事業者は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに地方厚生局長に提出するものとする。

(変更申請手続)

7 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続きに従い、別に定める期日までに行うものとする。

なお、当初申請時の提出書類と内容に変更がないものについては、提出を省略することができるものとする。

(交付決定までの標準的期間)

8 この補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合において、都道府県知事は、6又は7による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に地方厚生局長に提出を行うものとし、地方厚生局長は、都道府県知事から申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定(決定の変更を含む。(2)においても同じ。)を行うものとする。

(2) 補助事業者が都道府県、指定都市及び中核市の場合、地方厚生局長は、6又は7による申請書が到達した日から起算して原則として3月以内に交付の決定を行うものとする。

(補助金の概算払)

9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

10 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 補助事業者は、別紙様式3による事業実績報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの報告書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(5の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から起算して1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、地方厚生局長に提出しなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに別紙様式4による年度終了実績報告書を地方厚生局長に提出して行うものとする。

(2) 補助事業者が都道府県、指定都市及び中核市の場合

補助事業者は、別紙様式3による事業実績報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(5の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、地方厚生局長に提出しなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに別紙様式4による年度終了実績報告書を地方厚生局長に提出して行うものとする。

(補助金の返還)

11 地方厚生局長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

12 特別の事情により、4、6、7及び10に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ地方厚生局長の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

なお、この補助金について、精算交付申請を行う場合は、事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに別紙

様式 5 による報告書を地方厚生局長に提出するものとする。

東日本大震災に係る保健衛生施設等施設・設備災害復旧費補助金調書

平成 年度厚生労働省所管

(地方公共団体名)

国	地 方 公 共 団 体											備 考			
	歳出予算科目	交付決定額	補助率	入			出								
				科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額		翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額	
(項)社会保障等復興政策費 (目)保健衛生施設等設備 災害復旧費補助金	円			円		円		円		円		円		円	
(項)社会保障等復興事業費 (目)保健衛生施設等 災害復旧費補助金															

(作成要領)

1. 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の補助金額を記入すること。

2. 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。

なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の配分が、目の内訳に係るときは、当該経費の配分を目の内訳として記入すること。

3. 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額、補正予算額、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、流用増減額等の区分を明らかにして記入すること。

4. 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

5. 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行われた場合における当該補助事業等に係る補助金調書の作成は、本表に準ずること。この場合において、地方公共団体の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に国庫補助金額を内書()をもって附記すること。

別紙様式 2

番 号
平成 年 月 日

（ 地方厚生局長 ○○ ○○ ）
（ 都道府県知事 ○○ ○○ ） 殿

（ 都 道 府 県 知 事 ○○ ○○ 印
市 町 村 長 ○○ ○○ 印
法人名及び代表者名 ○○ ○○ 印 ）

平成 年度東日本大震災に係る保健衛生施設等施設・設備
災害復旧費国庫補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1. 申 請 額 金 円
2. 経費所要額調書（別紙（1）のとおり）
3. 所要額内訳及び事業計画書
 - （1）施設復旧事業（別紙（2）のとおり）
 - （2）設備復旧事業（別紙（3）のとおり）
4. 添付書類
 - （1）歳入歳出予算書（又は見込書）抄本
（注）予算書には、当該事業の補助対象事業に係る額を備考欄に記入すること。
 - （2）建物の配置図、平面図、立面図、構造図、工事仕様書及び工事費目別内訳（施設復旧事業関係）
 - （3）見積書の写し等（設備復旧事業関係）
 - （4）その他参考となる書類

※ 厚生労働本省において明許繰越を行った事業については、「平成 年度東日本大震災に係る保健衛生施設等施設・設備災害復旧費国庫補助金」の後に「(平成 年度からの繰越分)」と明記すること。

別紙(1)－①

経 費 所 要 額 調 書

(単位:円)

区 分	国庫補助基本額 (A)	(申請額) 国庫補助所要額 $((A) \times \text{補助率})$ (B)	既交付決定額 (C)	差引追加交付 (一部取消)申請額 $(B) - (C) = (D)$
施設復旧事業				

- (注) 1 本調書の各区分ごとの金額は、別紙(2)の所要額内訳のI、K、L、M欄の金額と一致すること。
2 (C)欄、(D)欄は、当初交付申請時には斜線を引くこと。

別紙(1)－②

経 費 所 要 額 調 書

(単位:円)

区 分	基準額 (A)	(申 請 額) 国庫補助所要額 (B)	既交付決定額 (C)	差引追加交付 (一部取消)申請額 (B)－(C)＝(D)
設備復旧事業				

- (注) 1 本調書の各区分ごとの金額は、別紙(3)の所要額内訳のH～K欄の金額と一致すること。
2 (C)欄、(D)欄は、当初交付申請時には斜線を引くこと。

別紙(2)

施設復旧事業所要額内訳及び事業計画書

1. 所要額内訳

区 分	総事業費 (A)	寄附金 その他の 収入 予定額 (B)	差引額 (A)－(B) ＝(C)	基準額 (D)	対象経費 支出予定 額 (E)	選定額 (C)、(D)及び (E)のいずれ か少ない額 (F)	都道府県 の補助額 (G)	都道府県 の補助額 (H)	国庫補助 基 本 額 (F)、(G)及び (H)のいずれ か少ない額 (I)	補助率 (J)	国庫補助 所要額 (I)×(J) ＝(K)	既 決 交 付 額 (L)	差引追加交 付(一部取 消)申請額 (K)－(L) ＝(M)	考 備
(直接補助) 〇〇保健所 〇〇精神科病院 ・ ・ ・ 小 計	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	内訳は別 紙のとおり
(間接補助) 〇〇感染症 指定医療機関 ・ ・ ・ 小 計							円	円						
計														

(注) 別紙事業費内訳は、各施設ごとに別表とすること。

別紙

事業費内訳

〇〇施設

区分	費目	員数	単価	金額	備考
補助対象事業費	建築工事費 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		円	円	
	附帯工事費 電気設備工事 給排水設備工事 暖房設備工事 〇〇設備工事 〇〇〇〇工事				
	工事事務費 〇〇〇〇				
	小計				
補助対象外事業費	事務雑費 〇〇〇費 〇〇〇費				
	小計				
合計					

2 事業計画書

(1) 施設の名称及び所在地

(2) 災害の概況

ア 災害の名称

イ 被災年月日

ウ 被災状況

(3) 施設復旧事業の内容

区 分	復旧総面積	備 考
	m ²	

- (注) 1. 本表は施設復旧費のうち、補助対象事業分について記入すること。
2. 備考欄には、災害の復旧部門及びその面積等を具体的に記入すること。

(4) 復旧施設の構造及び規模

鉄筋コンクリート造又はコンクリートブロック造等の別

〇〇階建 延面積〇〇〇

(5) 工事施工期間

着 工 平成 年 月 日

竣 工 平成 年 月 日

(6) 工事施工方法

直営・請負

(注) 一部直営の場合は、その内容を記入すること。

(7) 工事請負契約の概要

工事名	契約 年月日	契約金額	左のうち 国庫補助 対象事業分	工事期間	工事契約 の相手方
〇〇工事 〇〇〇〇		円	円		
計					

設備復旧事業所要額内訳

区 分	総事業費 (A)	寄附金 その他の 収入額 (B)	差引額 (A) - (B) = (C)	対象経費 支出予定額 (D)	選定額 (C)及び(D)の いずれか少ない額 (E)	都道府県 の補本額 (F)	都道府県の 補助額 (G)	基準額 (H)	国庫補助 所要額 (E)、(F)、(G) 及び(H)のいずれ か少ない額 (I)	既定額 (J)	差引追加交 付(一部取 消)申請額 (I) - (J) = (K)	考 備
(直接補助) 〇〇保健所 〇〇精神科病院 ・ ・ ・ 小 計	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
(間接補助) 〇〇感染症 指定医療機関 ・ ・ ・ 小 計 計						円	円					

(注) 対象経費支出予定額内訳については、別紙のとおり。

設備復旧事業対象経費支出予定額内訳

施設区分	
都道府県・市町村・法人名(設置主体)	

被災状況	
------	--

品 目	対象経費支出予定額			備考
	規格(型式)	数量	単価	金額
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 計			円	円

(注) 1 被災状況は、東日本大震災により設備がどのように被害を受けたのが簡潔に記載すること。
2 備考欄には、必要に応じて復旧が必要な理由、用途等参考となる事項を具体的に記入すること。
3 施設区分ごとに別表で作成のこと。

番 号
平成 年 月 日

（ 地方厚生局長 ○○ ○○
都道府県知事 ○○ ○○ ） 殿

（ 都 道 府 県 知 事 ○○ ○○ 印
市 町 村 長 ○○ ○○ 印
法人名及び代表者名 ○○ ○○ 印 ）

平成 年度東日本大震災に係る保健衛生施設等施設・設備
災害復旧費国庫補助金の事業実績報告について

標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

1. 精 算 額 金 円
2. 経費所要額精算書 (別紙(1)のとおり)
3. 施設復旧事業実績報告書 (別紙(2)のとおり)
4. 添付書類
 - (1) 歳入歳出決算書(見込額)抄本
 - (2) 施設復旧事業関係
 - ア 竣工した建物の配置図、平面図、立面図、構造図等
(注) 交付申請書に添付した図面に変更がない場合は、省略することができる。
 - イ 工事請負契約書の写し(工事内訳書を含む。)
 - ウ 工事竣工を確認するための建築基準法第7条第5項又は第18条第7項による検査済証の写し
 - エ 事業の完成を確認できる全景及び室内主要部分の写真
 - (3) 設備復旧事業関係
 - 契約書の写し、検収調書の写し等
 - (4) その他参考となる書類

※ 厚生労働本省において明許繰越を行った事業については、「平成 年度東日本大震災に係る保健衛生施設等施設・設備災害復旧費国庫補助金」の後に「(平成 年度からの繰越分)」と明記すること。

別紙(1)

経費所要額精算書

1. 施設復旧事業

区 分	総事業費 (A)	寄附金 その他の 収入 予定額 (B)	差引額 (A)-(B) =(C)	基準額 (D)	対象経費 の実支出額 (E)	選定額 (C)、(D)及 び(E)のい ずれか少な い額 (F)	都道府県 の補助 基本額 (G)	都道府県 の補助額 (H)	国庫補助 基本額 (F)、(G)及 び(H)のい ずれか少な い額 (I)	補助 率 (J)	国庫補助 所要額 (I)×(J) =(K)	国庫補助 交付決定 額 (L)	国庫補助 受入済額 (M)	差引国庫 補助過不 足額 (M)-(K) =(N)	差引国庫 補助受入 未済額 (L)-(M) =(O)	考 備
(直接補助) 〇〇保健所 〇〇精神科病院 ・ ・ ・ 小 計	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	
(間接補助) 〇〇感染症 指定医療機関 ・ ・ ・ 小 計							円	円								
計																

(注) 別紙支出済事業費内訳は、各施設ごとに別業とすること。

別紙

支出済事業費内訳

〇〇施設

区 分	費 目	総事業費			備 考
		員 数	単 価	金 額	
補助対象事業費	建築工事費 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇		円	円	
	附帯工事費 電気設備工事 給排水設備工事 暖房設備工事 〇〇設備工事 〇〇〇〇工事				
	工事事務費 〇〇〇〇				
	小 計				
補助対象外事業費	事務雑費 〇〇〇費 〇〇〇費				
	小 計				
	合 計				

2. 設備復旧事業

区 分	総事業費 (A)	寄附金 その他の 収入 予定額 (B)	差引額 (A) - (B) = (C)	対象経費 の実支出 額 (D)	選定額 (C) 及び (D) のいずれか 少ない額 (E)	都道府県 の補助 基本額 (F)	都道府県 の補助額 (G)	基準額 (H)	国庫補助 所要額 (E)、(F)、(G) 及び(H)のい ずれか少ない額 (I)	国庫補助 交付決定 額 (J)	国庫補助 受入済額 (K)	差引国庫 補助過不 足額 (K) - (I) = (L)	差引補助 受入未済 額 (J) - (K) = (M)	考 備
(直接補助) 〇〇保健所 〇〇精神科病院 ・ ・ ・ 小 計	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
(間接補助) 〇〇感染症 指定医療機関 ・ ・ ・ 小 計						円	円	円						
計														

(注) 対象経費の実支出額内訳については、別紙のとおり。

設備復旧事業対象経費実支出額内訳

施設区分		対象経費実支出額				備考
都道府県・市町村・法人名(設置主体)		規格(型式)	数量	単価	金額	
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 計				円	円	

(注) 1 備考欄には、必要に応じて復旧が必要な理由、用途等参考となる事項を具体的に記入すること。

2 施設区分ごとに別表で作成のこと。

別紙（２）

施設復旧事業実績報告書

（１） 施設の名称及び所在地

（２） 災害の状況

ア 災害の名称

イ 被災年月日

ウ 被災状況

（３） 施設復旧事業の内容

区 分	復旧総面積	備 考
	m ²	

- （注） １．本表は施設復旧費のうち、補助対象事業分について記入すること。
 ２．備考欄には、災害の復旧部門及びその面積等を具体的に記入すること。

（４） 復旧施設の構造及び規模

鉄筋コンクリート造又はコンクリートブロック造等の別

〇〇階建 延面積〇〇〇

（５） 工事施工期間

着 工 平成 年 月 日

竣 工 平成 年 月 日

(6) 工事施工方法

直営・請負

(注) 一部直営の場合は、その内容を記入すること。

(7) 工事請負契約の概要

工事名	契約 年月日	契約金額	左のうち 国庫補助 対象事業分	工事期間	工事契約 の相手方
〇〇工事 〇〇〇〇		円	円		
計					

番 号
平成 年 月 日

地方厚生局長 ○○ ○○ 殿

(	都 道 府 県 知 事	○○	○○	印
	市 町 村 長	○○	○○	印
	法人名及び代表者名	○○	○○	印

平成 年度東日本大震災に係る保健衛生施設等施設・設備
災害復旧費国庫補助金の年度終了実績報告について

標記については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条後段の規定により関係書類を添え別表のとおり報告する。

※ 厚生労働本省において明許繰越を行った事業については、「平成 年度東日本大震災に係る保健衛生施設等施設・設備災害復旧費国庫補助金」の後に「(平成 年度からの繰越分)」と明記すること。

別表

事業名	交付決定の内容			年度内遂行実績			翌年度繰越額		事業実施期間		摘要
	事業費	補助基本額	補助金額	事業費支払実績見込額	事業進捗率	補助金受入額	事業費	補助金額	着工年月	完了予定年月	
	円	円	円	円		円		円			

番 号
平成 年 月 日

（ 地方厚生局長 ○○ ○○ ）
（ 都道府県知事 ○○ ○○ ） 殿

（ 都 道 府 県 知 事 ○○ ○○ 印
市 町 村 長 ○○ ○○ 印
法人名及び代表者名 ○○ ○○ 印 ）

平成 年度東日本大震災に係る保健衛生施設等施設・設備
災害復旧費国庫補助金の交付申請及び事業実績報告について

標記について、次のとおり精算交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1. 精 算 額 金 円
2. 経費所要額精算書 （別紙（1）のとおり）
3. 施設復旧事業実績報告書 （別紙（2）のとおり）
4. 添付書類
 - （1）歳入歳出決算書（見込額）抄本
 - （2）施設復旧事業関係
 - ア 竣工した建物の配置図、平面図、立面図、構造図等
 - イ 工事請負契約書の写し（工事内訳書を含む。）
 - ウ 工事竣工を確認するための建築基準法第7条第5項又は第18条第7項
による検査済証の写し
 - エ 事業の完成を確認できる全景及び室内主要部分の写真
 - （3）設備復旧事業関係
 - 契約書の写し、検収調書の写し等
 - （4）その他参考となる書類

番 号
平成 年 月 日

地方厚生局長 ○○ ○○ 殿

補 助 事 業 者 名

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日第 号により交付決定があった東日本大震災に係る保健衛生施設等施設・設備災害復旧費国庫補助金について、東日本大震災に係る保健衛生施設等施設・設備災害復旧費国庫補助金交付要綱第5（8）の規定に基づき、下記のとおり報告する。

1. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額
又は事業実績報告額 金 円
2. 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入
控除税額（要国庫補助金等返還相当額） 金 円

（注）別添参考となる書類（2の金額の積算の内訳等）

番 号
平成 年 月 日

都道府県知事 ○○ ○○ 殿

間 接 補 助 事 業 者 名

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日第 号により交付決定があつた東日本大震災に係る保健衛生施設等施設・設備災害復旧費国庫補助金について、交付決定通知により付された条件に基づき、下記のとおり報告する。

1. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額
又は事業実績報告額 金 円
2. 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入
控除税額（要国庫補助金等返還相当額） 金 円

（注）別添参考となる書類（2の金額の積算の内訳等）